社会福祉法人花 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花(以下「当法人」という。)の定款第8条 及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に設置される者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。 また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の理事及び非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の理事の報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等に対する報酬については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日にあたるときは、その直前の金融機関営業日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口 座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が職務のため出張をしたときは、別表3に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)

を支給する。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜 日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、2022 年4月1日から施行する。

(関連規程の廃止)

2 この規程の施行により「社会福祉法人花 役員及び評議員の報酬等支給基準規程」は廃止する。

別表1 (常勤理事の報酬)

理事長	月額	220,000	円
-----	----	---------	---

別表2 (非常勤役員等の報酬)

別表2に定める日額については、源泉徴収税額を含む。

評議員	評議員業務 評議員会への出席	日額 13,000 円
理事	理事業務理事会等会議への出席	日額 13,000円
監事	監事監査等の業務 理事会等会議への出席	日額 13,000円

[※] 決議の省略の場合においても、日額を支払うものとする。

別表3(費用)

別表3に定める額については、源泉徴収税額を含む。

	対象者	主な業務	報酬額	実費弁償費
役	理事	出張を伴う理事業務	出張1回あたり	花の家を起点・終点
員	監事	出張を伴う監事業務	13,000 円	とする出張先までの
	理事長	出張を伴う理事長業務		往復
	理事を兼務す	出張を伴う理事業務		交通費+宿泊した場
	る法人職員			合の宿泊費(1泊 2
評議	員	出張を伴う評議員業務	出張1回あたり	食) の実費合計額
			13,000 円	